

東海国立大学機構における  
研究費等の適正使用に関する行動規範

(令和2年7月15日役員会決定)

1. 東海国立大学機構構成員としての誇りと自覚を持って、関係法令、規程等を遵守すること。
2. 研究費等の原資は、国民の税金などであることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚すること。
3. 研究費等の取扱いに関する研修に積極的に参加すること。
4. 研究者は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めること。
5. 業者等との関係において、研究費等の使用にあたって国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう行動すること。
6. 研究者及び事務職員は、相互に有機的な連携をとるよう努めること。
7. 研究費等の不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報すること。